

建築確認手続きの改正に関する 木造住宅事業関係者向け説明会

建築基準法等が改正され、令和7年4月から、
木造戸建住宅等の建築確認手続きが大幅に改正されます！

木造戸建住宅等にかかる改正概要

- ①省エネ基準適合が義務化されます
- ②都市計画区域外でも二階建て等は建築確認申請が必要になります
- ③これまで省略されていた構造等の審査・検査が必要になります
- ④二階建て等は大規模なリフォームの建築確認申請が必要になります

⇒そこで、**建築確認制度の基本や改正概要を説明します！**

参加
無料

会場

群馬県庁28階281会議室（オンライン併用）
（前橋市大手町1-1-1）

日時

令和7年3月4日（火）
13:30～16:00（受付13:00～）

対象

群馬県内で行う木造住宅事業の関係者
（設計者、監理者、管理者、大工等）

定員

現地参加：130名（先着順）
オンライン参加：950名（先着順）

対外

現地参加者には冊子等を配布します
※オンライン参加者にはデータを共有します

申込

申込期限：2月21日（金）
下のURLか、右のQRコードからお申し込みください
<https://logoform.jp/form/9cfD/899029>
※この方法で申込できない場合は問合せ先まで

使用するテキストの例



このほか、建築確認制度の概要
や留意点の資料等もあります

